

建設リサイクル制度において着目する観点

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	建設リサイクル法における関係条文との関係(赤字:規定のある条文)					その他関係法令
				第1,2章	第3章	第4章	第5章	第6,7章	
				総則・基本方針等	分別解体等	再資源化等	解体工事業	雑則・罰則	
I) 建設リサイクルの促進									
◎	△	(1)分別解体	①対象建設工事の規模基準について		法第9条 [施行規則第2条]				安衛法(石綿則)、大防 法、PCB特措法等
			②分別解体等に係る施工方法に関する基準について		法第9条 [施行規則第2条]				
			③特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて		法第9条 [施行規則第2条]				
			④対象建設工事の事前届出・通知について		法第10,11条 [分別解体等省令第2条]				
			⑤解体工事業の登録制度について				法第21-37条[解体工事業登録等省令第1-9条]		
			⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化について		法第12,13条 [分別解体等省令第4条]			第38条	
◎		(2)再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	法第2条 [施行令第1条]		法第16条		法第38-41条	
			②再資源化等完了後の報告について			法第18条[施行令第5条、 行規則第5,6条]			
△	◎	(3)縮減	①木材の縮減の扱いについて			法第16,17条[施行令第4 条、施行規則第3.4条]			
II) 建設廃棄物適正処理の徹底									
	◎	(1)適正処理	①不適正処理が発生するメカニズムについて					廃棄物処理法	
			②不適正処理の防止策について					廃棄物処理法	
○	◎	(2)取り締まり	①パトロール等の実効性向上について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
			②状況把握の強化について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
			③行政における情報共有等の連携強化について		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法
III) 横断的取組									
○	○	(1)関係者の連携強化	①分別解体、再資源化に係る情報提供について	法第5~8条	(法第10~13条)				
○	○	(2)理解と参画の推進	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実について	法第7条					
○	○	(3)建設副産物の流れの「見える化」	①リサイクル及び廃棄物処理の適正性を把握するための仕組みについて		(法第10~13条)	(法第18条)		(廃棄物処理法)	
IV) その他									
○	○	(1)3Rの推進	①発生抑制について					資源有効利用促進法	
			②再使用・再生資材の利用について					資源有効利用促進法	
○		(2)建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成について						
○		(3)技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発の推進について						